

第七十一回 参議院議院運営委員会會議録第十二号

昭和四十八年四月十三日(金曜日)
午前九時四十二分開会

委員の異動

四月十一日

高橋雄之助君

四月十二日

内田 善利君

四月十三日

三木 忠雄君

四月十三日

三木 忠雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三三君

柴立 芳文君
高橋雄之助君
玉置 猛夫君
丸茂 重貞君
上林繁次郎君

植木 光教君
松垣徳太郎君
宮崎 正雄君
安田 隆明君
竹田 現照君
山崎 昇君
田淵 哲也君
須藤 五郎君

補欠選任
上林繁次郎君

補欠選任
高橋雄之助君

補欠選任
塩見 俊二君

補欠選任
三木 忠雄君

事務局側

事務局長 岸田 實君
事務次長 植木 正張君
議事部長 鈴木 源三君
委員部長 川上 路夫君
記録部長 西村 健一君
警務部長 江上七夫君
庶務部長 上野山正輝君
管理部長 前川 清君
渉外部長 武田 實君
法制局長 杉山恵一郎君

本日の會議に付した案件

○本會議における國務大臣の報告及びこれに対する質疑に關する件

○國會議員互助年金法の一部分を改正する法律案(衆議院提出)

○國會議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○國會議員の秘書の給料等支給規程の一部改正に關する件

○國會職員に給与等に関する規程の一部改正に關する件

○委員長(植木光教君) 議院運営委員会を開会いたします。

本會議における國務大臣の報告及びこれに対する質疑に關する件を議題といたします。

事務局長(岸田實君) 昨十二日、内閣から、本日本院の會議において、愛知大蔵大臣が、昭和四十六年度決算の概要について発言いたしたい旨の通告に接しました。

○委員長(植木光教君) ただいま事務局次長から報告いたしました國務大臣の報告に對しましては、理事會において協議いたしました結果、日本社会党一人十五分、公明党一人十分の質疑を順次行なうことに意見が一致いたしました。

右理事會申し合わせのとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(植木光教君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(植木光教君) 次に、國會議員互助年金法の一部を改正する法律案及び國會議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

○事務局長(岸田實君) まず、國會議員互助年金法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本改正案は、互助年金の基礎歳費月額が二十四万円または二十五万円である者の年金額を二十六万円を基礎歳費月額とする額に引き上げ、これに伴い、納付金の率百分の六・八を百分の七に改めようとするものであります。

なお、この改正は、昭和四十八年五月一日から施行することにしてあります。

次に、國會議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本改正案は、在職期間十年以上の國會議員の秘書に、新たに勤続特別手当を支給しようとするもので、その月額は、在職期間十年以上十五年未満の場合、本俸の百分の十、十五年以上二十年未満の場合、本俸の百分の十五、二十年以上の場合、本俸の百分の二十にそれぞれ相当する額となっております。

また、勤続特別手当に關する在職期間の計算についての規定を設けますとともに、その他所要の整理を行なうこととしております。

なお、この改正は、昭和四十八年四月一日から適用することとしてあります。

○山崎昇君 國會議員の互助年金については、私も、もうすでにやめられた方々の年金を幾らかでも上げようということでありまして、そのものについては賛成をする立場なんです。ただ、國會法三十六条にいう退職金と互助年金の關係と、それから國會議員の歳費の關係について一ぺん私は検討をしてみよう必要があるのではないかと。実は、庶務小でもやはり外部からのいろいろな意見もあるし、党の意見もございまして、一度理事會等でこの問題について十分検討する機会を持つていただきたいということをつ。

それから秘書団の給与については、秘書団のほうから——これは主として私ども社会党の秘書団であります。第一秘書は秘書官号俸を基礎にしておる、第二秘書は行政職(一)表を使つてやつておる、同じ秘書団であつてどうも基礎号俸が違ふのはおかしいではないか、したがつて、第二秘書についても秘書官号俸を基礎にして計算すべきものではないか、こういう意見が強く出されておりました。この点も検討願いたいし、それからなお、いま規程の改正で十年以上の者については特別措置をとるわけでありまして、十年以下の者についてかなり差がついてまいりました。したがつて、来年度に向けて、十年以下の者についても私どもは検討してもらいたい。なぜ、そう言うかといふと、これは定期昇給も何もありませんし、したがつて、人事院勧告の出た際にそれに伴うアップだけでありまして、一般行政職の場合、一年間に一ぺんずつ昇給がございまして、したがつて五年もたてば、それだけ、同じ号俸を使ひましても差が出てくるという状況もありまして、やはり秘

書団の特殊性からいきまして、十年以下の者について十分なひとつ配慮をすべき点があるのではないかと思います。こういう点もございしますので、意見として一つ申し上げておきます。

○須藤五郎君 まあ秘書団の給与改定については、私も社会党の山崎君と同じような気持ちを持っております。

互助年金は、私たちはきょうは反対をします。反対の理由は、きのう庶務小委員会でも詳しく述べておりますから、あまり詳しくは申しませんが、私たちのほうにも外部からいろいろな質問状が寄せられております。その質問状の趣旨を一点簡単に申し上げます。われわれ国民の年金制度がまだ何も十分確立されていない、非常に不十分な状態にある。そのときに、国会議員は自分たちのお手盛りで十分な年金をもらうようにしているじゃないか、これはおかしいんじゃないかという意味の投書がたくさん来るわけなんです。それに対して私たちは答えております。だから、そういう国会議員がお手盛りで自分たちだけのことを考えておるやう方は、それはいけないと思います。という答えをしていると同時に、やはりこの際、国会議員が自分たちの年金の手直しをする前に、まずやらなければならぬのは、国民全般の年金制度をわれわれが先頭に立って積極的に確立していくということ、これがまず必要だと思っております。それで、国会議員の互助年金は、国からの補助金をもらわないでやっていくという、そういう方法をどうしたらできるかということ、そこを私は検討する必要があると、こういうふうな思っております。

○委員長(植木光教君) 他に御発言もなければ、これより採決を行ないます。

まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(植木光教君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案を原案どおり可決すること

に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(植木光教君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、以上二件に関する審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(植木光教君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(植木光教君) 次に、国会議員の秘書の給料等支給規程の一部改正に関する件及び国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岸田實君) まず国会議員の秘書の給料等支給規程の一部改正に関する件について御説明申し上げます。

本件は、勤続特別手当の支給の基礎となる秘書の在職期間は、秘書として在職した月の総月数に、この等について規定するとともに、附則において、国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等に関する規程の一部を改正し、秘書の公務上の災害に対する補償金額の算定の基礎となる平均給与額に勤続特別手当月額を加えることにしております。

次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について御説明申し上げます。

本件は、かねて懸念となっておりました速記職給料表の抜本改正に関するものでございまして、その内容は、速記職一等級につきまして、二十一号から二十六号まで六号延伸しようとするものでございします。

なお、本規程案は、本年四月一日にさかのぼって適用することとしております。

○委員長(植木光教君) 別に御発言もなければ、両件につきましては、ただいま事務総長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(植木光教君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前九時五十一分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国会議員の秘書の給料等支給規程の一部を改正する規程案

国会議員の秘書の給料等支給規程(昭和三十一年五月二十七日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 国会議員の秘書の勤続特別手当は、国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十八号)第二条の第三項の在職期間が十年以上である者が採用されたときにあつてはその採用の当月分から、国会議員の秘書が在職中に同項の在職期間が十年に達したときにあつてはその十年に達した当月分から解職又は死亡の当月分までを支給する。

第二条から第四条まで中「及び通勤手当」を「通勤手当及び勤続特別手当」に改める。

第四条の二(昭和三十一年法律第二百二十八号)を削る。

第四条の三の次に次の一条を加える。

第四条の四 国会議員の秘書の給料等に関する法律第二条の三第一項の在職期間の計算は、国会議員の秘書として在職した月の総月数による。

この場合において、国会議員の秘書が退職した日と再び国会議員の秘書となつた日とが同じ月に属するときは、その同じ月の月数をその国会議員の秘書としての在職期間から除算するものとする。

附則

1 この規程は、昭和四十八年四月一日から施行し、同年同月一日から適用する。

2 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第...号)附則第二項に規定する在職期間の計算につ

いては、改正後の国会議員の秘書の給料等支給規程第四条の四の規定の例によるものとする。

3 昭和四十八年四月分の勤続特別手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等支給規程第四条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から起算して十日以内に支給する。

4 国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等に関する規程(昭和三十一年三月三十一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び通勤手当月額」を「通勤手当月額及び勤続特別手当月額」に改める。

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

別表第四の表中

を

に

20	166,100	119,500
21		121,000

20	166,100	119,500
21	168,600	121,000
22	171,100	
23	173,600	
24	176,100	
25	178,600	
26	181,100	

改める。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、昭和四十八年四月 日から施行し、この規程による改正後の国会議員の給与等に関する規程の規定は、同年同月一日から適用する。

(最高号給等の切替等)

2 昭和四十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において速記職給料表の職務の等級一等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける国会議員の切替日における号給及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆)

一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「百分の六・八」を「百分の七」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年五月一日から施行する。

(昭和四十二年七月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の特例)

2 昭和四十二年七月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和四十八年五月分以降、その年額を、三百十二万円を退職又

は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

3 前項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行なう。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「秘書官の五号俸の俸給月額を受ける秘書官の俸給月額に相当する額」を「秘書官の五号俸の俸給月額に相当する額」に、「六等級十一号俸の俸給月額を受ける職員(秘書官の五号俸の俸給月額に相当する額)を「六等級十一号俸の俸給月額に相当する額」に改める。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(勤続特別手当)

第二条の三 国会議員の秘書でその在職期間が十年以上であるものは、勤続特別手当月額として、その者が受けるべき給料月額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を受ける。

一 在職期間が十年以上十五年未満の場合 百分の十
二 在職期間が十五年以上二十年未満の場合 百分の十五
三 在職期間が二十年以上の場合 百分の二十

2 前項の在職期間の計算については、両議院の議長が協議して定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

2 昭和四十八年三月三十一日以前の国会議員の秘書としての在職期間(国会法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十七号)による改正前の国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三百三十二条の規定による国会議員の事務補助員としての在職期間を含む)は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律(以下「新法」という。)第二条の三第一項の在職期間とみなし、同条の規定を適用する。

3 新法第二条の三第一項に規定する勤続特別手当の額の計算の基礎となる給料月額は、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十七号)附則第二項の規定を適用しない場合における給料月額をいうものとする。

4 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二項中「秘書官の五号俸の俸給月額を受ける秘書官の俸給月額」を「秘書官の五号俸の俸給月額」に、「六等級十一号俸の俸給月額を受ける職員(秘書官の五号俸の俸給月額に相当する額)を「六等級十一号俸の俸給月額」に改める。

昭和四十八年四月十七日印刷

昭和四十八年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局